

実習の受け入れをお願いします

～皆様の温かな御理解が生徒たちの輝く未来へつながります～

岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校

わたしたちの学校には、知的障がい（軽度）のある高校生が学んでいます。

「社会人として職業自立を目指し、一般企業等で働くために必要な力の育成、地域社会の一員として豊かに生きる力を身につける」ことを目標に、総合産業科として専門コース（ものづくり・サービスコミュニケーション等）中心にして、学習しています。その中で、地域の企業の方にご理解を得て、実際の現場で学習させていただく実習を実施しています。この実習は、卒業後の就職先を決定する大切な機会となっています。



1 実習のねらい

- ・就労に向け、職業的自立に必要な力を身につける。
- ・就労に向け、作業種や作業内容などの適性を見極める。

2 実習の実施時期等

実習には二通りの形態があります。

- ・企業内作業（企業内作業実習）インターンシップ的要素が強く職種の経験目的が強くなります。
1年 年間3回・・・10月・12月・2月（3日間連続）
- ・現場実習（産業現場等における実習）就労を目指し仕事への心構え、労働の大切さや喜び等を学びます。就労について職種等の適性を判断します。
2年・3年 年間2回・・・2年：6月・10月（2週間×2）
3年：5月・9月（2週間×2）

・土日祝祭日は休みでお願いいたします。非常変災時等、休みにさせていただくことがあります。

3 実習でお願いする生徒

- ・高等部1、2、3年生（16歳～18歳）
- ・次の条件を満たした生徒の受け入れをお願いしています。
 - ① 通勤も含め、自分のことは自分でできる
 - ② 職場の方の指示に従うことができる
 - ③ 安全に留意できる
 - ④ 仕事に前向きに取り組み、ある程度の作業力がある。

4 就労時間

会社の就業規則などに則して実施します。（ただし、残業はできません。）

5 費用等

経費は自己負担とします。学習活動ですので、報酬・交通費等一切いただきません。

6 安全確保等

事故防止のための配慮をお願いします。もし、生徒が事故にあった場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用を受けます。（授業の一環として扱われますので、学校の責任で処理いたします。）



実習までの流れ

◎ 実習依頼・面接

- 1 進路担当が説明に伺います。
 - ・生徒の様子をお伝えし、できそうな仕事を相談させていただきます。
 - ・実習可能と判断して頂いた場合、日程を相談させていただきます。
 - ・場合によっては、面接をして実習可能か判断していただきます。
- 2 打ち合わせをお願いします。
 - ・通勤方法、仕事内容や実習時間、持ち物などを確認させていただきます。
 - その後、本人、保護者等で伺います。



◎ 実習開始

- 1 巡回指導を行います。
 - ・初日にご挨拶に伺います。
 - ・期間中、巡回指導にあたります。生徒の様子や課題などをお聞かせください。
(保護者等も挨拶、様子を見させていただきに伺うこともあります。)
 - ・必要に応じて、現場で指導を行わせていただきます。
- 2 実習日誌をお願いします。
 - ・家庭との連絡に日誌を用意しています。毎日実習生が提出しますので検印等をお願いします。
- 3 最終日に評価と課題をご指導頂くために反省会等を実施していただけるとありがたいです。
- 4 就労能力に関する評価をお願いします。今後の指導における参考資料とさせていただきます。

知的障がい者は、仕事の手順を理解するのに多少時間がかかります。

しかし、与えられた仕事に対しては真面目に取り組み、能力を最大限に発揮して一生懸命に働くという点を評価していただき、多くの会社で就労し活躍しています。

地域で学び地域で育てていただき、地域に貢献できることを強く願い、地域企業の皆様のご理解とご協力を得ながら、社会自立を目指しています。ぜひ、働くことを実際の現場で学ぶチャンス、まず与えていただけたらと思います。

現在、障がい者の就労を促進するために各種助成金の制度が整っています。

また、就労生活の安定を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）には専門相談員制度があり、フォローアップを行っております。学校も同様に卒業後の指導にも力を入れていきます。

実習に関してのお問い合わせは、進路指導部までお願いいたします。
お気軽にお問い合わせください。詳しく説明させていただきます。
学校見学も常時受け付けております。

501-3133 岐阜市芥見南山 3-11-1
岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校
電話058-243-0710（進路担当まで）

